平成２８年（フ）第１３２号
東京都町田市南成瀬２丁目24番地３コーポはる101
債務者　山川　　洋
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２９７号
東京都世田谷区砧１丁目29―９―102
債務者　柏木　雅俊
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７号
沖縄県宜野湾市志真志１丁目16番５号　曙荘Ⅲ　１―Ａ
債務者　茂島　忠仁
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第２２号
静岡県袋井市上山梨1193番地の５
債務者　夏目　　司
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第７１３号
静岡県焼津市大栄町１丁目３番６号　コーワレジデンス105、旧住所静岡県焼津市五ケ堀之内462番地の１　プロシードＡ101
債務者　小林詩津歌
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５４号
静岡市葵区昭府２丁目27番27号　コモン昭府103号、旧住所静岡市葵区昭府２丁目５番21号　サンライズ昭府301号
債務者　杉山　広樹
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６４号
神奈川県大和市下草柳825番地３　ダイアパレス大和第２―208号
債務者　小杉　富治
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１５２号
札幌市北区篠路２条５丁目７番８号　上田ビル203号
破産者　西崎　新二
1　決定年月日　平成28年２月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３６２号
静岡市清水区江尻台町４番１―602号
破産者　三鬼　健史
1　決定年月日　平成28年２月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３３号
岩手県一関市旭町８番18号　清山荘２号
破産者　高橋　　博
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第２号
静岡県掛川市下俣南１丁目４番３号
破産者　杉山ひさ子
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第９６号
鳥取県東伯郡北栄町由良宿567番地１
破産者　松本　繁夫
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第３７４０号
大阪市港区八幡屋２丁目13番10号
破産者　新大阪警備保障株式会社
1　破産債権の届出期間　平成28年４月１日まで
2　一般調査期日　平成28年５月30日午後２時
平成28年３月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６０２号
大阪府守口市大日東町11番１―706号
破産者　クラフトアーティストオフィスこと　坊農　和也
1　破産債権の届出期間　平成28年４月１日まで
2　一般調査期日　平成28年５月23日午後２時
平成28年３月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６０４号
大阪市東成区中本３丁目８番９号　グリーンハイツ402
破産者　大伸製本所こと　平田　　實
1　破産債権の届出期間　平成28年４月８日まで
2　一般調査期日　平成28年５月23日午後２時
平成28年２月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３号
京都府福知山市駒場新町１丁目34番地
破産者　達川公暢こと　徐　　錫煥
1　破産債権の届出期間　平成28年４月11日まで
2　一般調査期日　平成28年５月19日午後２時10分
平成28年２月29日
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第２６８号
高知県香南市赤岡町925番地
破産者　有限会社岡崎繁寿商店
1　破産債権の届出期間　平成28年５月２日まで
2　一般調査期日　平成28年６月７日午前11時30分
平成28年３月１日　　高知地方裁判所破産係